

第174回国会閣第64号に対する修正案

第176回国会衆議院財務金融委員会可決

保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対する修正案
保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
附則第四条中「適当な時期において」を「五年を目途として」に改める。